信託の利用と連結会計

早稲田大学大学院経営管理研究科教授 小宮山 賢

- 目 次 -

はじめに

- I 日本基準による連結の範囲
- 1. 1975年連結財務諸表原則
- 2. 1997年連結財務諸表原則
- Ⅱ IFRS による連結の範囲
 - 1. IAS 第 3 号
 - 2. IAS 第27号
 - 3. IFRS 第10号
- Ⅲ 信託の会計上の取扱い
 - 1. 個別財務諸表上の取扱い
 - 2. 連結財務諸表上の取扱い

はじめに

信託を利用した仕組みの会計処理は、個別財務諸表での税務上の取扱いがほぼそのまま連結上の会計処理にも適用されていたが、1997年6月改訂の連結財務諸表原則により、連結財務諸表に含まれる事業について「会社に準ずる事業体を含む」とされたこと、また、この時期からいわゆる資産の流動化の際のビークルとして信託を利用する形態も増加してきたことから、連結会計(特に連結の範囲の問題)と関連する可能性が生じた。

2006年12月に公布された新信託法では、信託の多様な利用形態に対応するための整備が

- Ⅳ 有価証券報告書上の開示からみた信託の利 用実態の分析
 - 1. 信託に関する開示の傾向
 - 2. 株式報酬・持株会関係
 - 3. 流動化・証券化関係
- V 連結財務諸表における信託関連の開示
- 1. 日本基準による開示
- 2. IFRS による開示
- 3. 日本企業による開示例

おわりに

なされた。新信託法では受託者の義務や受益者の権利行使に規定の整備や、新しい類型の信託(受益証券発行信託、限定責任信託、目的信託、事業の信託)を創設している。これに伴って、企業会計基準委員会(ASBJ)から、2007年8月に実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表されたが、主として個別財務諸表における会計処理を中心とした考え方が示されている。

新信託法の施行後10年が経過し、また、国際的にも連結の範囲等の決定方法を巡る会計基準にも改訂が行われてきた。本稿では、連結の範囲をめぐる会計基準の変遷を整理するとともに、有価証券報告書における開示の状況から、現状の企業による信託の利用状況の

棚卸を行い、連結会計における信託の会計処理の実態を確認しようとしている。なお、本稿で採り上げる国際的な基準については、主としてIFRS(国際財務報告基準)を対象としている。

I 日本基準による連結の範囲

1. 1975年連結財務諸表原則

わが国では、1977年4月1日以後開始する 事業年度から、有価証券報告書等の提出会社 は連結財務諸表を提出することとされた。こ れに先立ち、1975年6月に、企業会計審議会 から連結財務諸表原則(1975年連結財務諸表 原則)が公表された。この原則では、連結財 務諸表の目的として、「連結財務諸表は、支 配従属関係にある二以上の会社からなる企業 集団を単一の組織体とみなして、親会社が当 該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的 に報告するために作成するものである。」と されていた。また、連結の範囲について、次 のように、定めていた。

「親会社とは、他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している会社をいい、子会社とは、<u>当該他の会社</u>をいう。親会社及び子会社又は子会社が他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社もまた子会社とみなすものとする。」

なお、1975年連結財務諸表原則は、連結の範囲に含めない子会社(非連結子会社)についても定めていたが、その中に、「前記以外の会社であって、連結することにより利害関係者の判断を誤らせるおそれのある会社」も含まれていた。下線部で強調したように、「会社」とされており、わが国の連結財務諸表の実務では、会社以外の組織体が連結されることはなかった(1)。1975年連結財務諸表原則の制定の際に参考とされたと思われる米国の会計基準 ARB 第51号「連結財務諸表」(1959年)でも、会社(company)という用語が使用さ

れていた。筆者は、米国の会計基準による企業監査の実務に長く従事したが、財務的な持分の支配があれば、パートナーシップやトラスト等も会社として連結の範囲に含めるという会計基準の運用が行われていたと理解している。

2. 1997年連結財務諸表原則

(1) 支配力基準の採用

1975年6月に企業会計審議会から公表され た「連結財務諸表制度の見直しに関する意見 書 | により、それまでの個別会計情報と連結 会計情報の位置づけを逆転させることによ り、投資情報としての連結会計情報重視の姿 勢が打ち出された。1975年連結財務諸表原則 では、子会社の判定を議決権の過半数所有と いう持株基準によっていた。この意見書の第 二部を構成する連結財務諸表原則の改訂によ り、持株以外の要素を加味して、その会社を 事実上支配していると判定される場合には子 会社とするという、支配力基準の考え方が採 用された。1975年連結財務諸表原則では、45 %や48%といった50%以下の会社が連結の範 囲に含まれることはなく、そのような持分比 率の操作により連結の範囲から外すような事 例も少なからず存在していた。

1997年連結財務諸表原則では、子会社の定義について、次のような改訂が行われた。 「親会社とは、他の会社を支配している会社

をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。

他の会社を支配しているとは、<u>他の会社の</u>意思決定機関を支配していることをいい、次の場合には、当該意思決定機関を支配していないことが明らかに示されない限り、当該他の会社は子会社に該当するものとする。

- (1) 他の会社の議決権の過半数を実質的に 所有している場合
- (2) 他の会社に対する議決権の所有割合が 百分の五十以下であっても、高い比率の 議決権を有しており、かつ、当該会社の 意思決定機関を支配している一定の事実

が認められる場合し

(2)の支配している一定の事実については、次のように定められていた。

「他の会社の意思決定機関を支配している一 定の事実が認められる場合とは、<u>例えば、</u>次 の場合をいう。

- ① 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合
- ② 役員、関連会社等の協力的な株主の存在 により、株主総会において議決権の過半数 を継続的に占めることができると認められ る場合
- ③ 役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続して占めている場合
- ④ 重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等が存在する場合」

この中で、「例えば」とされているように、 これらだけで実務に適用するための指針とし ては十分でなく、その後に、企業会計審議会 から「連結財務諸表制度における子会社及び 関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱 い(以下、「具体的取扱い」)|(1998年10月)、 日本公認会計士協会監查委員会報告第60号 「連結財務諸表における子会社及び関連会社 の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(1998 年12月)、日本公認会計協会監査保証実務委 員会から「連結財務諸表における子会社及び 関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱 い Q&A (以下、「報告第60号 Q&A | という。) | (2000年1月) が公表されている。これらの 諸指針をまとめると相当な量になるが、以下 に、本稿のテーマである信託と連結の判定に 特に重要と筆者が考える、「具体的取扱い」 で示されている子会社と判定される会社の規 定の内容を記しておく。

「他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している

企業であって、かつ、次のいずれかの要件に 該当する企業

- ① 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者(緊密な者)及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者(同意している者)が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること
- ② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
- ③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業 の方針の決定を<u>支配する契約等</u>が存在する こと
- ④ 他の企業の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているもの)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
- ⑤ その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること |

(2) 会社に準ずる事業体概念の採用

1975年連結財務諸表原則では、会社(通常、株式会社)以外の組織体が、連結の対象となることはなかったものと考えられる。ところが、1997年連結財務諸表原則では、連結財務諸表の目的として、「連結財務諸表は、支配従属関係にある二以上の会社(会社に準ずる被支配事業体を含む。以下同じ。)からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社

が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである。」とされた。このため、(1)で述べた支配力基準による子会社の判定ルールに含まれる「会社」は、「会社に準ずる事業体」も対象に含めて連結の範囲の判定において適用されることになった。

1975年連結財務諸表原則の前文では、「改訂連結原則の要点及び考え方」が述べられているが、その中では、「子会社の判定基準として、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準を導入し、他の会社(会社に準ずる事業体を含む。)の意思決定機関を支配しているかどうかという観点から、基準を設定することとする。」としか述べられていない。そこで、改訂当時の設定関係者の解説を見てみると、次のようなものがある。

- ・改訂連結原則では、子会社には、会社に準ずる事業体も含まれるとされており、パートナーシップやトラストの形態の事業体についても、その範囲に含まれることが適当と考えられる⁽²⁾。
- ・子会社の範囲には、会社のほか、組合その他の事業体並びに外国におけるこれらに相当するものが含まれるとされており、財務諸表規則では、これらを総称して「会社等」と定義されている。具体的には、商法上の株式会社等及び有限会社法上のほか、組合組織の事業体、特別目的会社、協同組織金融機関、相互会社、証券投資法人、パートナーシップその他営利事業体を営むこれらに準ずる事業体が、その対象になるものと考えられる⁽³⁾。

次に、1997年連結原則を実務に適用するための諸指針における「会社に準ずる事業体」に関連した規定を整理してみると、次のようなものがある。

① 会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国の法令に準拠して設立され

たものを含む))(「具体的な取扱い | - 1.)

- ② 子会社又は関連会社の範囲に含められる「会社の事業体」として、特定目的会社(「資産流動化に関する法律」に基づく特定目的会社)、海外における同様な事業を営む事業体、パートナーシップその他これに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が考えられる。(監査委員会報告第60号の4.)
- ③ チャリタブル・トラスト等の形式的かつ 非営利の事業体を経由して出資している場合も、その形式的かつ非営利の事業体は「緊 密な者」又は「同意している者」と解され ます。したがって、そのような事業体を経 由して出資したとしても、子会社と同様に 扱うことになります。(報告第60号 Q&A のQ13(2))
- ④ 特定目的会社のほか、投資法人及び中小 企業等投資事業有限責任組合についても会 社及び組合に準ずる事業体に含まれること になります。(報告第60号 Q&A のQ12)

信託も当初は会社に準ずる事業体の一つと考えられていたようであるが、検討の経緯も明らかでないまま、適用の指針レベルでは明示されていない。また、内容を比較すると、会社に準ずる事業体に関する規定は、表現がわかりにくく、統一感がない。これは、1997年連結財務諸表原則の改訂当時には、会社に準ずる事業体が資産の流動化やリース取引のようなビークルとして用いられることが念頭にあったと思われる⁽⁴⁾。「具体的取扱い」では、「三 特別目的会社の取扱い」の項目を設けて取扱いを定めている。特別目的会社は、特別目的事業体(Special Purpose Entity、SPE)とも呼ばれるが、これについては、(4)で述べる。

(3) 2008年企業会計基準第22号「連結財務諸 表に関する会計基準」

2008年12月に、企業会計基準委員会(ASBJ) から、企業会計基準第22号「連結財務諸表に 関する会計基準」が公表された。同会計基準は、1997年連結財務諸表原則を、他の ASBJ から公表された会計基準と整合した様式と表現に書き換えた面が多いが、同基準の結論の背景において、次のように経緯が説明されている。

「当委員会は、純資産会計基準や株主資本等変動計算書会計基準を含む会計基準を公表しており、この結果、平成9年6月に改訂された「連結財務諸表原則」については多くの読替えが必要となっていた。こうした技術的な要請に加え、国際的な動向に鑑み、当委員会は平成20年に企業結合会計基準を改正することとし、それに伴い、平成9年連結原則についても必要な見直しを行うこととした。」

本稿で扱っている連結の範囲関係については、例えば、次のような修文が行われている。

- ① 会社に準ずる事業体の規定が、新設された た「用語の定義」に移された。
- ② 「会社及び会社に準ずる事業体」を「企業」という規定が用語の定義に付け加えられた。(「会社」が「企業」に置き換えられ、会計基準中に「企業」と記述されていれば、双方を含むという意味である。)
- ③ 「具体的な取扱い」に含まれていた子会 社の範囲の規定(例えば、他の企業の議決 権の100分の40以上100分の50以下を所有す る場合の子会社の判定ルール)が、会計基 準に移された。

なお、2008年5月に、企業会計基準適用指 針第22号「連結財務諸表における子会社及び 関連会社の範囲の決定に関する適用指針」が 公表され、日本公認会計士協会監査委員会報 告第60号「連結財務諸表における子会社及び 関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱 い」(1998年12月)が廃止された。

監査委員会報告第60号との違いは表現に関するものが多いが、それまで特例として子会社に該当しないものとして取り扱うことができるとされていた①財務諸表提出会社である銀行等の金融機関が融資先である他の会社に

経営支援を行っている場合と、②財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合について、直前に発生した会計不祥事への対処を反映し、子会社に該当しない要件を厳格化して、次のような要件が付け加えられた。

- ① 売却等により当該他の会社等の議決権の 大部分を所有しないこととなる合理的な計 画があること
- ② 当該他の会社等との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと
- ③ 当該他の会社等は、自己の事業を単に移 転したり自己に代わって行うものとはみな せないこと
- ④ 当該他の会社等との間に、シナジー効果 も連携関係も見込まれないこと
- ⑤ 他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を 行っている会社等であることが必要であ る。
- (4) 特別目的事業体の連結に関する会計ルールの変遷⁽⁷⁾

連結財務諸表原則の改訂当時は、「会社に 準ずる事業体」は、金融資産等の流動化のた めの SPE(狭義の SPE ともいえる。)を念頭 に置いていたものと考えられる。すなわち、 「具体的取扱い」では、次のような一定の要 件を満たした特別目的会社(特定目的会社及 び事業内容の変更が制限されているこれと同 様の事業を営む事業体をいう。)については、 当該特別目的会社に対する出資者及び当該特 別目的会社に資産を譲渡した会社(「出資者 等」)から独立しているものと認め、出資者 等の子会社に該当しないものと推定すること とされた。

- ① 特別目的会社に対して、適正な価額により資産が譲渡されていること。
- ② 特別目的会社が、譲り受けた資産から生

ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券(資産対応証券)の所有者に享受させることを目的として設立されており、その事業が当該目的に従って適切に遂行されていること。

③ 事業内容の変更が制限されていること。これは、親会社がいったん売却として会計処理したとしても、売却先の特別目的会社が連結の対象となると、連結財務諸表の上では計上資産に戻ってしまうことになるため、特別目的会社を連結せずに個別財務諸表での処理の結果を連結上もそのまま引き継ぐという考え方であり、当時資産流動化市場が十分に整備されていなかったわが国の事情に配慮し

た緩やかな資産の消滅の認識ルールと考えら

この特別目的会社の連結については、「当 該特別目的会社に対する出資者及び当該特別 目的会社に資産を譲渡した会社(「出資者等」) から独立しているものと認め、出資者等の子 会社に該当しないものと推定する。」と表現 されていた点について注意する必要がある。 特にこの下線部の文章を読むと、「出資者 | 及び「資産を譲渡した会社」の2種類の会社 が子会社に該当しないとする推定規定の適用 をそのまま受けられるように見える。実務的 にも、そのように解釈され、特に不動産の開 発事業等において、自己が譲渡したものでは ない資産を保有する特別目的会社が、その開 発の主体である企業の連結の対象に入らない (つまり、この結果極めて多額の不動産とそ れに関連する資金の調達が連結上オフバラン スのままとなる)という事例が目立つように なっていった。

上述のような問題の顕在化に対して、2011 年3月になり、企業会計基準委員会は「子会 社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」の取扱いを一部見直すための改訂を行っ た。この改訂により、「具体的な取扱い」は、「連 結財務諸表に関する会計基準の7-2項」に 次のように修正され、「7-2 前項にかかわ らず、特別目的会社(資産の流動化に関する 法律(平成10年法律第105号)第2条第3項 に規定する特定目的会社及び事業内容の変更 が制限されているこれと同様の事業を営む事 業体をいう。以下同じ。) については、適正 な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当 該特別目的会社が発行する証券の所有者に享 受させることを目的として設立されており、 当該特別目的会社の事業がその目的に従って 適切に遂行されているときは、当該特別目的 会社に資産を譲渡した企業から独立している ものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡 した企業の子会社に該当しないものと推定す る。」と書き加えられた。この下線部を読むと、 「資産を譲渡した企業」のみが対象となって おり、いわゆる不動産開発型の SPE はこの 取扱の対象からは除かれることとなった。

I IFRS による連結の範囲

1. IAS 第 3 号

1976年6月に国際会計基準委員会(IASC)から公表されたIAS第3号「連結財務諸表」では、定義の箇所で次のように規定していた。

- ・子会社とは他の会社(親会社)によって支配されている会社(company)をいう。
- ・支配とは、ある会社の議決権について、直 接又は子会社を通じて間接に過半数を所有 していることをいう。
- ・議決権とは、発行済議決権株式で、社外に 流通しているものに付与されている諸権利 をいう。

IAS 第 3 号も、議決権の過半数所有を支配と定義していたが、①資本金の 2 分の 1 を超える株式を所有しているが議決権の過半数を所有していない場合、または、②法令又は契約により財務方針および営業方針の支配力を有している場合も子会社として取り扱われるとしていた(5)。

IAS 第3号では、会社 (company) に関連

して他の事業体組織への言及はない。同基準は、1973年に設立された IASC が発足と同時に設定した3つのプロジェクトの成果の一つであるが、当時は実際の適用例がほとんどなかったものと思われ、現時点では「会社」の範囲の解釈がどのように行われていたかは明らかでない。

2. IAS 第27号

(1) 1989年 IAS 第27号

1989年4月に、IAS第27号「連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理」が公表された。この基準により、持分法に関する部分を除くIAS第3号が差し替えられた。IAS第27号では、会社の原語が company から enterprise に変更されている。支配に関連した主要な変更点には、つぎのようなものがある。

- ① 支配の定義が、「ある企業の活動から便益を得られるように、当該企業の財務方針及び営業方針を左右しうる力をいう。」とされた。
- ② 企業の議決権の過半数所有は、かかる所有が支配とならないという明らかな反証が認められる例外的な状況を除き、支配が存在していると推定される。次の場合には支配が存在する。
 - (a) 他の投資会社との協定により、議決権 の過半数を支配する力を有する。
 - (b) 法令又は契約によって、企業の財務方 針及び営業方針を左右する力を有する。
 - (c) 取締役会又は同等の経営機関の構成員 の過半数を、選任又は解任する力を有す る。
 - (d) 取締役会又は同等の経営機関の会議に おいて、過半数の投票権を有する。

1997年の連結財務諸表原則の改訂にあたっては、国際的に広く採用されている連結のルールを比較検討する作業が行われた。このため、改訂された原則は、当時のIAS第27号とかなり接近したものとなった。た

だし、以下のような事項については、差異がある⁽⁶⁾。

① 支配の定義

子会社を決定するための「支配」について、「他の会社の意思決定機関を支配していること」としていた。当時のIAS第27号は、支配の定義を、「ある企業の活動から便益を得られるように、当該企業の財務方針及び営業方針を左右しうる力をいう。」とされていた。このため、例えば、議決権以外の方法により、ある事業からの大部分の便益を得る(または損失を負担する)ことになるような事業体の連結の要否については、結果が異なる場合も想定された。

② 支配を示す一定の事実

4つの事実の例示とIAS 第27号の例示と比較すると、実質的な違いは、「議決権を行使しない株主の存在により、議決権の過半数を継続的に占めることができる」がある点である。また、これらの事実については、その後に公表された「具体的取扱い」により詳細なガイダンスが加えられたため、実務運用の画一性は、改訂原則の方がはるかに高いものと考えられる。IAS 第27号には、「具体的な取扱い」で示された40%という数値基準はない。

1997年連結財務諸表原則「具体的な取扱い」では、特別目的会社について、その出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱いが加えられた。IAS 第27号では、このような例外規定はない。

(2) SIC 第12号

IASC は、1998年12月に、SIC 解釈指針第12号「連結-特別目的事業体」を公表している。この解釈指針では、限定されたかつ十分に明確にされた目的(例えば、リース、研究開発活動又は金融資産の証券化)を達成するために事業体が創設されることがあり、この

特別目的事業体は、会社、信託、パートナーシップ又は法人格のない事業体⁽⁸⁾の形をとることがあるとしており、本章で扱っている債権の流動化も当然に対象範囲に含まれる。SIC 解釈指針第12号では、SPE を連結しなければならない関係を示している状況として、次のようなものを挙げていた⁽⁹⁾。

- ① 実質的に、SPEの事業活動が、企業の 特定の事業上の必要に従ってその企業のた めに行われ、それにより企業はSPEの事 業運営から便益を得ている。
- ② 実質的に、企業は SPE の事業活動の便 益の大半を獲得するための意思決定の権限 を保有し、又は「自動操縦」の仕組みを設 定することによって企業はこの意思決定の 権限を委託している。
- ③ 実質的に、企業は SPE の便益の大半を 獲得する権利をもつゆえに SPE の事業活 動に伴うリスクに晒されている。
- ④ 実質的に、企業は SPE の事業活動から の便益を得るために、SPE 又はその資産 に関連した残存価額または所有者リスクの 大半を負っている。

このように、IFRSでは、IASの時代からすでに本稿の対象である「信託」を会社に準ずる事業体に含める考え方は確立されていたように思われる。

(3) 2003年 IAS 第27号

国際会計基準審議会 (IASB) は、2003年に、 国際会計基準の改善に関するプロジェクトの 一環として IAS 第27号「連結及び個別財務 諸表」を改訂した。同基準の冒頭の「はじめに」 では、本基準公表の理由が述べられており、 「本審議会の主要な目的は、連結財務表にお ける子会社の会計処理、親会社、共同支配投 資会社又は投資企業の個別財務諸表における 投資の会計処理の選択肢を削減することであ った。当審議会は、IAS 第27号に含まれている子会社の連結についての基本的アプローチ の再検討は行われなかった。」とされている。 連結の範囲に関連しては、支配の定義である「ある企業(entity)の活動から便益を得られるように、当該企業の財務方針及び営業方針を左右しうる力をいう。」には変更はないが、子会社の定義等について、本稿の観点では重要な改訂が行われている。

- ① 子会社とは、他の企業(親会社と呼ばれる)により支配されている企業(パートナーシップ等の法人格のない事業体を含む)をいう(第4項)。
- ② 子会社は、単に投資会社がベンチャーキャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト又は類似の企業であるという理由だけでは、連結から除外されない(第16項)。

3. IFRS 第10号

2011年5月に、IASBは、IFRS 第10号「連結財務諸表」を公表した。この IFRS 第10号は、IAS 第27号「連結及び個別財務諸表」の連結の部分と SIC 解釈指針第12号「連結-特別目的事業体」を差し替えるものであった。IAS 第27号は支配概念に基づくルールであり、SIC 第12号は、リスク・経済価値に基づくルールと捉えられていたが、IFRS 第10号は、これらに対して単一の支配モデルを提供するものとされている。

IFRS 第10号の「用語の定義」では、「子会社を他の企業に支配されている企業 (entity)」と定義されており、支配については 「投資先 (investee) への支配」という表現を用いており、IFRS 第10号に記載されている適用例の例示を見ると、投資先の形態には重点が置かれていない。IFRS 第10号では、すべての企業に適用される単一の「支配」の概念を設けており、連結すべき企業の判定にあたり、一般的な事業会社か、特別目的事業体 (SPE) かといった区分はしていない。SPE のような事業体の場合にも IFRS 第10号の支配の判定に関するすべての指針が適用される。

IFRS 第10号では、投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配しているとされる。このように、IFRS 第10号では、支配は、パワー(power)、リターンの変動性に対するエクスポージャー、パワーとリターンのリンクの3つの要素で構成されるとしている。この結果、以下の要件を満たす場合に、相手先(被投資企業)を支配していることになる。

- ① 被投資企業への関与から生ずるリターン の変動性にさらされている(または変動す るリターンに対する権利を有する)こと。
- ② 被投資企業に対するパワーを通じてその ようなリターンに影響を与える能力を有し ていること。

IFRS 第10号では、企業が、すべての事実 及び状況を分析し、支配の有無に関する判断 (実質判断)を行うことが求められている。 この分析の流れは、次のようなものとなって いる。

- ① 被投資企業の識別
- ② 被投資企業の関連する活動(変動リターンに重要な影響を与える活動)を識別
- ③ 関連する活動についての決定がどのよう に行われているかを識別
- ④ 投資企業がそれらの活動に対するパワー を有するかを評価
- ⑤ 投資企業がリターンの変動にさらされて いるかを評価
- ⑥ パワーとリターンのリンクを判断

Ⅲ 信託の会計上の取扱い

1. 個別財務諸表上の取扱い

(1) 土地信託

土地信託は、土地の有効利用を図る仕組みとして、1980年代中頃から企業によく利用された。この土地信託とは、土地の有効利用を

目的として、地権者が土地を信託銀行に信託して、信託銀行は受託者として建物の建設等の開発、そのための資金の調達及びテナントの管理等を行い、受益者にその事業収益を信託配当として交付する信託であった。土地信託には、管理型と処分型の二つがあったが、前者は事業に近い形態をとるため、当時の会計処理をみてみると、次の通りであった⁽¹⁰⁾。

統一された会計処理はなかったが、土地信 託の受益者については、次の二つの会計処理 があると考えられていた。

① 純額方式

この方法は、土地信託における実質的な価値の支配を重視した考え方である。総額方式による場合には、信託財産(土地、建物、借入金等)と土地信託事業にかかる損益(賃貸収入、減価償却費、諸税金、支払利息等)とを、自己で直接に所有しているのと同様に、そのまま委託者の財務諸表に反映する方法である。

② 純額方式

この方法は、財産のすべてが信託により 所有されているという形式的所有権を重視 した考え方である。純額方式による場合に は、信託財産が委託者の財務諸表に反映さ れることはなく、信託事業に損益の純額だ けが、委託者の財務諸表に反映されること になる。純額法を採用した場合には、信託 設定時に、信託された土地が「土地」勘定 から「土地信託受益権」等の勘定に振り替 える会計処理のみが行われる。

なお、日本公認会計士協会が1985年3月に公表した審理室情報 No.6 「土地信託に係る監査上の留意点について」⁽¹¹⁾では、受益権の貸借対照表における科目表示は、「投資その他の資産」の区分において、不動産信託にかかる資産であることを示す名称を付した科目に、たとえば、「信託土地」、「信託建物」または「不動産信託受益権」等として表示するのが適当としていた。

上述した総額方式は持分が100%以外の場

合には、連結会計における比例連結(日本では採用されていない。)、純額方式は持分法と同様な結果になると考えられる。

(2) 金融商品会計実務指針

金融商品の会計基準では、運用を目的とする金銭の信託についての評価基準が特別に規定されている。これは、わが国において、過去の一時期に特定金銭信託やファンドトラストとよばれる運用商品が多かったことを反映したものである⁽¹²⁾。

金融商品の会計基準を実務に適用するために、日本公認会計士協会から2000年1月に、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品会計実務指針」)が公表されており、金銭でも有価証券でもない金融資産(貸付金、保証金等)の信託受益権について、次のように評価の考え方と評価方法が示されている⁽¹³⁾。

金融商品会計実務指針の「結論の背景」に よれば、その場合、信託を実体のある事業体 として考える(これは、信託実体アプローチ と呼ばれる場合もある。)のかと、信託財産 構成物の直接保有を擬制する(これは、信託 導管アプローチと呼ばれる場合もある。)の か、という2つの考え方が論点となったとし ている。

この論点の検討において、企業が自ら保有する金融資産を委託者兼受益者として信託した場合のように、信託受益者が単独の場合には、受益者が信託財産構成物を直接保有する場合と同様の評価方法によって受益権を評価することが適切であるとしている。また、受益者が複数であっても、受益権の性質が単一であれば、信託財産に対する持分に応じて信託財産構成物を直接保有する場合と同様の評価方法によって受益権を評価することが適切と考えられる。他方、受益者が多数の場合には、信託財産の部分的直接保有を擬制した評価が困難なことも考えられる。このような場合には、信託を実体のある事業体とし、その

持分に投資しているものとした評価を行うこととしたとされている。

この結果、金融資産の信託受益権(金銭の 信託及び有価証券の信託を除く。)の保有者 は、信託受益権を次のとおり評価するとして いる。

① 信託受益権が質的に単一の場合

(原則) 信託財産構成物を受益者が持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行う。

(例外) 信託受益権の保有者が多数で、信託 財産を持分に応じて直接保有するのと同様の 評価を行うことが困難な場合には、②のよう に信託を実体のある事業体とした評価を行う ことができる。

② 信託受益権が優先劣後等のように質的に 分割されており、信託受益権の保有者が複 数である場合

(原則) 信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権(貸付金等)の取得又は信託からの有価証券(債券、株式等)の購入とみなして取り扱う。

(例外)企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権(通常は劣後受益権)は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。

なお、信託の連結の要否及び金融資産以外の信託財産 (例えば、不動産) に係る信託受益権売却の委託者にとっての会計処理は、金融商品会計実務指針では対象外とされている。

(3) 不動産流動化実務指針

2000年7月に、日本公認会計士協会から会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(以下、「不動産流動化実務指針」)が公表されている。ここで、特別目的会社を活用した不動産の流動化とは、

特別目的会社に不動産を譲渡することにより、当該不動産を資金化することをいうとされている。

不動産の売却の認識は、不動産が法的に譲渡されていること及び資金が譲渡人に流入していることを前提に、譲渡不動産のリスクと経済価値のほとんど全てが他の者に移転した場合に当該譲渡不動産の消滅を認識する方法、すなわち、リスク・経済価値アプローチ(14)によって判断することが妥当であるとされている。

不動産信託受益権の譲渡についても、不動産を特別目的会社に譲渡することによる流動化の場合と同様に、リスク・経済価値アプローチに基づいて会計処理を行うとされている。不動産流動化実務指針の「結論の背景」によれば、不動産は信託可能な財産であり、法的に有効な信託設定により受益者(委託者)は当該信託受益権を取得する。受益者が当該信託財産を直接所有するものとみなして会計処理する考え方(信託導管論)が、我が国の会計慣行となっており、受益者が信託設定により取得した不動産信託受益権を法的に売買すれば、会計上、信託財産そのものの売買と同様に扱うこととなるとされている。

また、不動産の流動化が、譲渡人の子会社に該当する特別目的会社を譲受人として行われている場合には、譲渡人は売却処理を行うことができないとされており、子会社と判定されるかどうかが、譲渡スキームが成立するかの判断で重要である。

不動産信託受益権の譲渡は、通常、信託財産である不動産を譲渡した場合と同一の効果を生ずることから、譲渡人(委託者)が譲渡した信託受益権に含まれている不動産のリスクと経済価値の状況に基づいて、売却取引として会計処理を行うべきか否かを、次のように判断することとされている。

① 質的に単一な信託受益権に分割されている場合の会計処理

共有不動産と同様の性格を有しており、

特別目的会社を通じて他の者が取得した信託受益権には対応するリスクと経済価値が移転していると考えられるので、その限りにおいては、リスク負担割合を算定して判断することなく、当該他の者に移転した部分について売却取引として会計処理を行う。

② 質的に異なる信託受益権に分割されている場合の会計処理

優先部分と劣後部分のように質的に異なる信託受益権に分割されている場合には、 当該不動産全体に関するリスクと経済価値 のほとんど全てが譲受人である特別目的会 社を通じて他の者に移転しているときに限 り、売却取引として会計処理を行う。この 場合のリスク負担割合は、リスク負担の金 額を譲渡人が保有する信託受益権の時価と し、流動化する不動産の譲渡時の適正な価 額(時価)を全ての信託財産、すなわち信 託受益権の全体の時価として算定する。

(4) 実務対応報告第23号(15)

ASBJ は、2007年8月に、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」を公表した。この実務対応報告(16)は、「これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、今般公布された新信託法による新たな類型の信託等について必要と考えられる会計処理を明らかにするため」公表されたとされている。

この実務対応報告は、Q&Aの形式で、信託の会計処理について記述しており、金銭の信託と金銭以外の信託のそれぞれについて、委託者兼当初受益者が単数の場合と複数の場合とに区分して、会計処理を示している。個別財務諸表での受益者の会計処理の内容を要約すると、表1のようになる。

実務対応報告の受益者の会計処理の考え方は、(2)で述べた金融商品実務指針と同様であるが、金融商品実務指針では対象としていない金銭以外の信託である不動産信託も対象と

信託財産	委託者兼当初受益者が単数	委託者兼当初受益者が複数
金銭の信託	金融商品会計基準・実務指針に基づき会 計処理	有価証券又は有価証券に準じて会計処理
金銭以外の信託	① 信託財産を直接保有する場合と同様に会計処理(原則) ② 受益者が多数又は受益権が質的に異なるものに分割されている場合は、受益権を信託に対する有価証券の保有等とみなして会計処理	① 受益権を質的に異ならない受益権に分割し、譲渡等により新たな受益者が多数とならない場合は総額法による。(重要性が乏しい場合は純額法も可)② ①以外の場合は信託財産を直接保有するとみなして会計処理を行うことが困難であり、受益権を信託に対する有価証券の保有とみなす

表 1 実務対応報告第23号の個別財務諸表上の受益者の会計処理の概要

している。

金銭以外の信託のうち、委託者兼当初受益者が単数の場合には、金融資産の信託(有価証券の信託を含む。)や不動産の信託などにおいて、受益者は、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うものとされている。期末時は、受益者は、信託財産のうち持分割合に相当する部分を受益者の貸借対照表における資産及び負債として計上し、損益計算書についても同様に持分割合に応じて処理する方法(「総額法」)によることとなるとされている。

金銭以外の信託のうち、委託者兼当初受益 者が複数の場合の受益者の会計処理は、やや 複雑であるが、次のように規定されている。

① 受益権が当初受益者からの財産に対応する経済的効果を実質的に反映している場合 (例えば、各委託者兼当初受益者が、共有していた財産を信託し、その財産に対応する受益権を受け取る場合のように、委託者兼当初受益者が複数であっても、それぞれにおける経済的効果が信託前と実質的に異ならない場合)信託財産から生ずる経済的効果を受益者に直接的に帰属するように会計処理される。

② ①以外の場合

各委託者兼当初受益者が当該信託財産を 直接保有するものとみなして会計処理を行 うことは困難であることから、当該受益者 (当初受益者のみならず、受益権が質的に 異なるものに分割されている場合や受益者 が多数となる場合には、他から受益権を譲 り受けた受益者も含む。)の個別財務諸表 上、受益権を信託に対する有価証券の保有 とみなして評価する。

実務対応報告第23号は、Q5で「事業の信託」についても取り扱っている。事業の信託については、「新信託法では、信託行為の定めがあり、信託前に生じた委託者に対する債権に係る債務の引受けがされたときには、その債務が信託財産責任負担債務の範囲に含まれることが明示され、金銭その他の財産の信託(金銭以外の信託)と同時に債務の引受けを組み合わせることにより、これらから構成される事業自体の信託を行うのと同様の状態を作り出すことができると言われている(いわゆる事業の信託)。」と説明している。

事業の信託は、金銭以外の信託にあたり、受益者の会計処理は、事業の信託が設定された場合と整合的になるように、個別財務諸表上、総額法によることが適当であると考えられる(17)としている。なお、事業の信託であるかどうかにかかわらず、受益者が信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うとき(委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託として会計処理を行うときを含む。)には、当該受益者と当該信託との取引は内部

取引として消去されるとされている。

このような会計処理は、連結と極めて近いが、IVの有価証券報告書上の開示からみた信託の利用実態の分析では、このような取引事例が抽出されていない。

2. 連結財務諸表上の取扱い

Iの2.で見たように、連結の範囲に関する会計基準や諸指針との関係では、「会社に準ずる事業体」として信託は明示しない取扱いが行われてきた。

実務対応報告第23号のQ2の「委託者兼当 初受益者が複数である金銭の信託における委 託者の会計処理 | の中で、信託が子会社又は 関連会社に該当するかどうかの判定について も取り扱っている。実務対応報告第23号では、 金銭の信託については、一般に、多くの受益 者を想定しているため、連結財務諸表上、子 会社や関連会社に該当するかどうかを判定す る必然性は乏しかったものと考えられるとし ている。信託は、財産管理の制度としての特 徴も有しており、通常、「会社に準ずる事業 体 | に該当するとは言えないが、受益者が複 数である金銭の信託の中には、連結財務諸表 上、財産管理のための仕組みとみるより、む しろ子会社及び関連会社とみる方が適切な会 計処理ができる場合があるとしている。実務 対応報告の注5において、これ以外の場合に ついて、次のように記述している。

「信託は、本実務対応報告により子会社及び 関連会社に該当する場合を除き、連結財務諸 表上、「会社に準ずる事業体」としては取り 扱われないこととなる。なお、本実務対応報 告では、企業会計基準第22号「連結財務諸表 に関する会計基準」第5項が示す企業のうち 会社以外を、「会社に準ずる事業体」として いる。」

また、新信託法においては、受益者集会の制度など、受益者が2人以上ある信託における受益者の意思決定の方法が明示されている。このため、受益者が複数である金銭の信

託については、当該受益者の連結財務諸表上、子会社及び関連会社に該当する場合があり得ると考えられるとしている。受益者が2人以上ある信託における次の受益者(当初受益者のみならず、他から受益権を譲り受けた受益者も含む。)は、連結会計基準に従い、原則として、当該信託を子会社として取り扱うことが適当であるとしている。

- a. すべての受益者の一致によって受益者の 意思決定がされる信託においては、自己以 外のすべての受益者が緊密な者又は同意し ている者であり、かつ、連結会計基準第7 項(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該 当する受益者
- b. 信託行為に受益者集会における多数決に よる旨の定めがある信託においては、連結 会計基準第7項で示す「他の企業の議決権」 を、「信託における受益者の議決権」と読 み替えて、連結会計基準第7項の企業(す なわち、「他の企業の意思決定機関を支配 している企業」)に該当することとなる受 益者
- c. 信託行為に別段の定めがあり、その定めるところによって受益者の意思決定が行われる信託では、その定めにより受益者の意思決定を行うことができることとなる受益者

このように、子会社に該当するかの判断においては、意思決定機関の支配を重視した考え方が採用されているが、実務対応報告第23号の各Q&Aの中で、上記による子会社判断をするケースを要約すれば、次のようになる。

- ① 委託者兼当初受益者が複数である金銭の 信託
- ② 委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託において、受益権の譲渡等により 受益者が多数(多数となると想定される場合を含む。)となる場合
- ③ 委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託において、他から受益権を譲り受

けた受益者

- ④ 委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託における委託者及び受益者
- ⑤ 事業の信託において、委託者兼当初受益者は単数であるが、質的に異なる受益権に分割されており、その一部の譲渡等により受益者が複数となる場合、又は、受益権の譲渡等により受益者が多数となる場合

このように、子会社に該当するかの判断においては、意思決定機関の支配を重視した考え方が採用されている。連結の範囲との関係では、信託を、①信託財産を直接保有する場合と同様に個別財務諸表で会計処理して連結では修正しないグループと、②有価証券(株式や出資金)とみて子会社又は関連会社と判定されるグループとに分ける考え方となっている。②は、基本的に当初委託者兼受益者又はその後の受益者が、複数又は多数の場合が当てはまる。また、①のグループに属すると、「会社に準ずる事業体」として取り扱われないとされているため、これによる会計処理や開示のルールが適用される余地がない。

また、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(2006年9月)のQ

1では、「①出資額(又は資金調達額)の総額の半分を超える多くの額を拠出している場合や②投資事業から生ずる利益又は損失の半分を超える多くの額を享受又は負担する場合等には、当該投資事業組合の業務執行の権限の過半の割合を有する者が当該出資者の緊密な者に該当することが多いと考えられ、この場合には、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当する。」とされている。信託では、このような取扱いが明示されていないため、事業体の形態により、同様な事業に対する会計処理の結果が生じる可能性がある。

Ⅳ 有価証券報告書上の開示からみた信託の利用実態の分析

1. 信託に関する開示の傾向

以下では、東証第一部上場企業(日本企業) を対象として、2010年から2017年までの有価 証券報告書(主として連結財務諸表)におけ る、信託に関する開示を分析する。

表2は、キーワード検索により有価証券報告書において「信託」がヒットする会社数の推移を見たものである。「連結財務諸表の作成のための基本となる事項」は、連結の範囲等の重要な会計方針が含まれるため対象とし

表 2	「信託」	の用語	を含む記載

(会社数)

記載箇所	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
(日本基準)								
連結財務諸表作成のための基本となる事項	122	127	121	119	111	111	115	125
連結財務諸表注記 (全体)	713	707	703	713	787	803	854	903
上記の範囲で「投資信託」と「信託銀行」を除く	550	558	555	554	638	669	703	748
(IFRS 基準)								
連結財務諸表注記	1	2	6	6	19	40	51	74
連結財務諸表全体	1	2	6	6	19	40	51	74

- (注1) 各年度の期間は4月1日から3月31日までに終了する連結事業年度。(以下の表データも同じである。)
- (注2) 日本公認会計士協会の提供している「有報サーチ」を利用して抽出。(以下の表データも同じである。)

た。連結財務諸表注記では、「投資信託」と「信 託銀行」を除外した会社数が信託利用の実数 に近くなると思われる。表2によれば、信託 の利用は、増加傾向にあることがわかる。

表2では、具体的にどのような信託を利用した取引が含まれているかの分析が難しいため、3つの年度について「連結財務諸表作成の基本となる事項」での実際の記載例を読み、項目別に要約したのが次の表3である。2010年は新信託法の3年経過後、2015年は I 2. (4)で述べた連結されない特別目的会社の範囲の厳格化後であるため選んでいる。ここでは、退職給付信託が大幅に減少し、役員 BIP 信託や株式報酬・持株会制度での理由が近年大きく増加しているのがわかる。

表4は、2017年の「連結財務諸表注記」について、「信託」のワード検索でヒットした企業について、その部分の記述を読んで、具体的な信託の利用形態を分類集計したものである。本稿と直接関連しない「子会社・関連会社としての信託銀行等」、「投資信託」は、会社数の集計から除いている。また、「事業の信託」と「目的信託」については、該当企

表3 「信託」の記載の具体的内容

(会社数)

		2010	2015	2017
1	有価証券の評価基準 一金銭の信託	75	74	76
2	子会社としての「信 託銀行等」	15	17	16
3	役員報酬 BIP 信託	0	2	15
4	不動産信託	4	8	9
(5)	③以外の株式報酬・ 持株会制度	0	2	8
6	退職給付信託	32	15	6
7	投資信託	6	4	4
8	土地信託	0	2	2
9	持分法適用会社とし ての「信託銀行等」	1	0	2

業が抽出されなかった。(2010年、2015年及び2017年について、これらの単語だけで、ワード検索を試みたが、いずれの年度についても該当する企業が抽出されなかった。)

表4によると、2017年の分析では、「株式報酬・持株会関係」の記載が抽出された会社 数が極めて多い。これは、近年の上場企業の

表 4 信託の記載の具体的な内容

(会社数)

	抽出された記載	
	株式報酬・持株会関係	
1	信託を通じて(株式を交付…)	246
2	従業員持株会信託	138
3	株式給付信託	118
4	ESOP 信託	104
(5)	役員株式給付	99
6	従業員持株 ESOP 信託	53
7	役員報酬 BIP 信託	51
8	持株会信託	43
9	信託型従業員持株会インセンティブ・プラン	38
10	従持信託	27
(1)	株式交付信託	24
	流動化・証券化関係	
12	「流動化」と「信託」	29
13	「証券化」と「信託」	11
14)	信託受益権	97
15	不動産信託	9
16	土地信託	3
	その他	
17	金銭の信託	76
18	退職給付信託	6

- (注1) 上記の会社数のうち株式報酬・持株会関係については、同じ制度の記述の中で複数の記載が該当するものが多い。(例えば、①と③、①と③、①と②、②と⑧、③と⑤)
- (注2) 上記の分析で「事業の信託」及び「目的 信託」の記載のある企業はなかった。

適時開示での傾向とも一致している。次の、 「証券化・流動化関係」もやはり多い。以下 では、これらについて分析する。

金銭の信託は、特に金融業を中心に、運用目的の金銭の信託が時価評価される関係で抽出されるが、未検討の課題が残っている信託の利用形態ではないため、これ以上の検討はしない。なお、不動産信託は販売用不動産に関係した「不動産信託受益権」が主であり、土地信託に関する3件の内訳は、総額法1社、純額法1社、管理会社の記述が1社であった。信託受益権の保有会社の大部分は、金融機関を中心とした有価証券に準じた保有(短期運用又は満期保有)であり、一部不動産や債権の流動化に関連した記述が見られるが、これらは流動化・証券化の分析の中で検討する。

2. 株式報酬・持株会関係

表4にある「株式報酬・持株会関係」に信託を利用する場合の会計処理については、ASBJから実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」が公表されている。この実務対応報告は、「従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引(以下、「持株会信託」と総称)」及び「受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引(以下、「株式給付信託」と総称)」を対象としている。

(1) 持株会信託の会計処理

実務対応報告第30号で紹介されている持株会信託の仕組みの要点は、次の通りである。

- ① 企業を委託者、当該企業の従業員持株会に加入する従業員(一定の要件を満たした者)を受益者、信託会社を受託者とする信託契約を締結し、企業は金銭の信託を行う。 委託者である企業は、信託の変更をする権限を有している。
- ② 受託者は、信託における金融機関等から

- の借入金(企業により債務保証)により、 信託にて企業の株式を取得(企業による新 株の発行若しくは自己株式の処分又は市場 からの株式の取得)する。
- ③ 受託者は、信託契約に従い、信託にて保 有する企業の株式を、時価により企業の従 業員持株会へ売却する。
- ④ 受託者は、信託期間中に、信託にて保有する株式の売却代金と配当金を原資として金融機関等からの借入金及び借入利息を返済する。
- ⑤ 信託終了時に、信託において株式の売却 や配当金の受取りなどにより資金に余剰が 生じた場合にはその余剰金は従業員に分配 され、これに対して、信託において資金に 不足が生じた場合、企業は債務保証の履行 等により不足額を負担する。

持株会信託の仕組みについての個別財務諸 表における会計処理は、次の通りとされてい る。

- ① 信託について、企業は期末に総額法⁽¹⁸⁾ を適用し、信託の財産を企業の個別財務諸 表に計上する。
- ② 信託による企業の株式の取得が、企業に よる自己株式の処分により行われる場合、 企業は信託からの対価の払込期日に自己株 式の処分を認識する。
- ③ 期末における総額法等の会計処理
- a. 企業は信託に残存する自社の株式を株主 資本において自己株式として計上する。
- b. 信託の損益(信託による株式の売却差損益、信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用)の純額が正の値となる場合には負債に計上し、負の値となる場合には資産に計上する。
- c. 信託において借入金の返済等のための資金が不足する場合、企業が不足額を負担することとなるため、企業の負担の可能性がある場合には、負債性の引当金の計上の要否を判断する。
- d. 自己株式の処分及び消却時の帳簿価額の

算定上、企業が保有する自己株式と信託が 保有する自社の株式の帳簿価額は通算しない。

e. 企業が信託に支払った配当金等の企業と 信託との間の取引は相殺消去を行わないも のとする。

連結財務諸表における処理については、企業は、総額法により個別財務諸表に計上した信託について、子会社又は関連会社に該当するか否かの判定を要しないとされている。個別財務諸表における総額法の処理は、連結財務諸表作成上、そのまま引き継がれる。「結論の背景」では、総額法により信託財産が企業の個別財務諸表において計上される結果、実質的に信託財産がすべて連結財務諸表に反映済みであるという点を考慮したものとされている。

仮に信託が連結されるという考え方を採用すると、個別財務諸表の総額法を引き継ぐとする場合とは、次のような点が異なるのではないかと考えられる。

- ① 信託からの払込み期日に、連結上も自己 株式処分差額が計上されることはないので はないか。
- ② 信託の損益は、正の値となる場合は非支 配持分に計上され、負の値となる場合はそ のまま連結損益に反映されるのではない か。
- ③ 企業が信託に支払った配当金等の企業と 信託の間の取引は相殺消去されるのではな いか。
- (2) 株式給付信託の会計処理

実務対応報告第30号で紹介されている株式 給付信託の仕組みの要点は、次の通りである。

- ① 企業を委託者、当該企業の一定の要件を 満たした従業員を受益者、信託会社を受託 者とする信託契約を締結し、企業は金銭の 信託を行う。委託者である企業は、信託の 変更をする権限を有している。
- ② 受託者は、信託された金銭により、信託

にて企業の株式を取得(企業による新株の発行若しくは自己株式の処分又は市場からの株式の取得)する。

- ③ 企業は、あらかじめ定められた株式給付 規程に基づき、受給権の算定の基礎となる ポイントを、信託が保有する株式の範囲で 従業員に割り当てる。
- ④ 割り当てられたポイントは、一定の要件を満たすことにより受給権として確定する。受託者は、信託契約に従い、確定した受給権に基づいて、信託にて保有する企業の株式を従業員に交付する。
- ⑤ 信託終了時に、信託において配当金の受取りなどにより資金に余剰が生じた場合にはその余剰金は従業員に分配される。

個別財務諸表における会計処理としては、 従業員へのポイントの割当等に関する次のような会計処理が必要となる。

- ① 企業は、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式数に、信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じた金額を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上する。
- ② 信託から従業員に株式が交付される場合、企業はポイントの割当時に計上した引 当金を取り崩す。
- ③ 引当金の取崩額は、信託が自社の株式を 取得したときの株価に交付された株式数を 乗じて算定する。

なお、この実務対応報告は「受給権を付与された従業員…」としているが、結論の背景で役員に対するものについても、「内容に応じて、本実務対応報告を参考することも考えられる。」としており、表4の「役員株式給付」や「役員報酬 BIP 信託」についても同様な会計処理が行われているものと思われる。

連結財務諸表における処理としては、企業は、総額法により個別財務諸表に計上した信託について、子会社又は関連会社に該当するか否かの判定を要しないとされており持株会

表 5 流動化・証券化関係の記載会社数の推移

(会社数)

抽出された記載	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
日本基準								
「流動化」と「信託」	53	48	42	37	36	29	27	29
「証券化」と「信託」	20	20	17	18	14	14	12	11
IFRS								
「流動化」と「信託」	0	0	0	0	1	7	8	8
「証券化」と「信託」	0	0	0	0	2	4	6	5

表 6 「証券化」と「流動化」記載の内容

(会社数)

		2010	2015	2017
A	「証券化」と「信託」で検索ヒット	20	14	11
A-1	対象が債権:			
	営業債権 (短期のもの)	0	0	0
	営業債権 (長期のもの)	3	1	0
	「債権」のみ記載	1	1	2
	劣後持分のみ保有	1	1	2
A-2	対象が不動産:			
	特別目的会社を利用	1	0	0
	その他	2	0	0
В	「流動化」と「信託」で検索ヒット	53	29	29
B-1	対象が債権:			
	営業債権 (短期のもの)	4	1	4
	営業債権 (長期のもの)	20	5	3
	「債権」のみ記載	10	13	11
B-2	対象が不動産:			
	特別目的会社を利用	11	2	3
	金融処理	1	0	0
	その他	0	1	1
С	「流動化」でヒット	217	154	133

信託の扱いと同様なことが当てはまる(19)。

3. 流動化・証券化関係

表5は、連結財務諸表注記における流動化・ 証券化に関する記述を、ワード検索により、 日本基準採用企業と IFRS 採用企業の双方について、抽出したものである。日本基準採用企業については、記載企業数が減少傾向にあるのがわかる。

表6は、2010年、2015年及び2017年について、表5で抽出された企業について、記述内容を読んで、流動化・証券化された資産の内容を分類したものである。AとBに記載された会社数が内訳の会社数より多いのは、投資家として購入した証券化商品や債権流動化商品の保有がワード検索でヒットしたものを集計から除いたためである。

これらは、債権については金融商品会計実務指針により、不動産については不動産流動化実務指針により、売却処理(オフバランス化)がされていると考えられる。時系列で比較すると、特別目的会社を利用した不動産の流動化が大きく減少しており。証券等の期限到来によるものと考えられる。また、債権の流動化で長期のものが減少しているのは、住宅ローン債権と割賦売掛金の流動化を行った会社数の減少による。

Cの欄では、「流動化」のみでワード検索がヒットする会社数であるが、手形債権、割賦売掛金、売掛債権といった信託の仕組みを用いることが多い典型的な流動化が多く含まれており、信託を利用した仕組みであることが記載されていない企業がかなりあるものと考えられる。

表5では、IFRS採用企業による記載会社数が増加傾向にある。ただし、日本基準とIFRSでは、IFRSですべての子会社を連結してから売却処理の可否判断をする点や、わが国で一般的な優先劣後構造の一部売却処理が認められない点に留意する必要がある。

V 連結財務諸表における信託関連の開 示

1. 日本基準による開示

わが国の開示ルールでは、信託を利用した

取引・仕組みについて開示を求める包括的な ルールが存在しない。このため、開示される とすれば、子会社に該当した場合の次のよう な箇所に限定されていると考えられる。

- ① 財務諸表外の情報である「関係会社の状況」における会社名、住所、資本金、主要な事業の内容、議決権所有割合、関係内容等の記載
- ② 連結財務諸表作成のための基本となる事項の「連結の範囲になる事項」の記載
- ③ 開示対象特別目的会社についての記載信託は流動化・証券化に関連して利用されることが多いため、③の開示が当てはまる可能性がある。この開示の経緯と概要は次の通りである。

ASBJは、Iの2.で前述した「具体的取扱い」(現在の企業会計基準第22号第7-2項)により子会社に該当しないものと推定された特別目的会社(「開示対象特別目的会社」)に対する開示に関する指針を検討し、2007年3月に、当面の対応として、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」が公表された。この適用指針では、開示対象目的会社について、次のような事項の注記を含むものとされ、2008年3月期から適用された。

① 開示対象特別目的会社の概要と開示対象 特別目的会社を利用した取引の概要 開示対象特別目的会社の数 開示対象特別目的会社の主な法形態 連結子会社を含む会社との関係(議決権の 所有割合、役員の兼任状況など) 連結子会社を含む会社と開示対象特別目的 会社の取引状況(主な対象資産等の種類、 主な取引形態、残存部分の保有などの継続 的な関与の概要など)

取引の目的

② 開示対象特別目的会社との取引金額 この開示の規定は、特別目的会社の連結 に関するルールを改訂する過程において、 過渡的に定められたものであったと思われ

記載の内容	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
連結子会社と非連結子会社の箇所で記載(「信 託銀行」の記載は除く)	0	0	0	0	0	0	0	0
開示対象特別目的会社の箇所で記載	13	9	7	5	3	3	2	3
上記のうち不動産の流動化関連	9	7	7	5	3	2	1	2
関係会社の状況で記載	19	20	18	17	18	19	19	18
上記のうち連結対象のみ(注)	0	0	0	0	0	0	1	1

表 7 連結関係の「信託」の記載の内容

(注) 2016年と2017年の1社は会社型投資信託と記されたものである。

るが、現在でもそのまま存続している。

表7は、連結された信託に関する開示は、全くないことを示している。また、IFRS採用企業の開示例を示せば次の通りである。IFRS採用企業では、流動化・証券化のための信託は、連結することからスタートすることに留意すべきである。

日立製作所(2017年3月期)

注3. 主要な会計方針の概要

- (1) 連結の基礎
- ① 子会社

子会社とは、当社が支配を有する事業体をいう。支配とは、その事業体への関与により生じる変動リターンに対するリスク又は権利を有し、かつ当該事業体に対するパワーを通じてその変動リターンに影響を及ぼす能力をいう。(以下略)

② 組成された事業体

当社は、組成された事業体への関与から 生じる変動リターンに対するリスク又は権 利を有している場合で、当該事業体に対す るパワーを通じてこれらの変動リターンに 影響を与えることができる場合、<u>当該事業</u> 体に対し支配を有していると判断し連結し ている。連結される組成された事業体は、 主に売上債権やリース債権を証券化するた めの信託である。

ASBJ、2013年3月に、「特別目的会社の連 結範囲等に関する検討の中間取りまとめ」を 公表した。この中間取りまとめに記載されている事項で、わが国の特別目的会社の連結問題に関連して、特に影響があると思われる事項には、次のようなものがある。

(会社数)

- ① IFRS 第10号に照らすと、典型的な不動産流動化(例えば、合同会社と匿名組合を用いたもの)において、アセット・マネージャーや匿名組合員が匿名組合を支配していると判断される事例がある。
- ② IFRS 第10号に照らすと、住宅ローンの 証券化(信託受益権を利用したもの)につ いて、オリジネーター(兼サービサー)が 信託を支配していると判断される場合もあ る。
- ③ 組合や信託のような法人格のない事業体は、IFRS 第10号においても、子会社の範囲に含まれる。
- ④ IFRS 第9号では、わが国で多く利用されている優先劣後構造を有する金融資産の流動化について、認識中止(日本基準では、「消滅の認識」)の判定を行うことは認められていない。

2. IFRS による開示

(1) 組成された企業

IFRS 第12号「他の企業への関与の開示」では、支配の判定に際して議決権又は類似の権利が決定的な要因とならない企業を、「組成された企業(ストラクチャード・エンティティ)」と呼んでいる。IFRS 第12号では、組

成された企業は、次のような特徴の一部又は 全部有していることが多いとされている。

- ・制限された活動
- ・狭く十分に明確化された目的(例えば、税務上有利なリースの実行、研究開発活動の実施、企業への資金源の提供、組成された企業の資産に関するリスクと経済価値の投資者へ渡すことによる投資者への投資機会の提供)
- ・組成された企業が劣後的な財務的支援なし に活動資金を調達するには不十分な資本
- ・信用リスク又はその他のリスクの集中を生み出す、投資者への契約上関連した複数の金融商品(トランシェ)の形での資金の調達IFRS 第12号では、この組成された企業とみなされる企業の例には、(a) 証券化ビークル、(b) 資産担保金融、(c) 一部の投資ファンドがあるこれらには限られないとされている。

(2) SPE の開示ルール

IFRS 第12号は、子会社や関連会社など、報告企業以外の他の企業に対する関与についての開示を包括的に定めた基準であり、非連結の組成された企業の関与から生ずるリスクについての開示も定めている。これは、世界的な金融危機の際に証券化のためのビークル事業体の開示の十分性の問題が注目され、当時の金融安定化フォーラム(FSF)からの開示への提言を背景に、盛り込まれたものである。

IFRS 第12号では、開示目的は、財務諸表の利用者が、①他の企業への関与の内容及び関連するリスクと、②それらの関与が財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与える影響について評価するのに役立つ情報の開示を求めることとされている。この目的を満たすため、IFRS 第12号は、子会社(連結した組成された企業を含む)および非連結の組成された企業について、次の事項の開示を求めている⁽²⁰⁾。

・他の企業への関与の性質を決定する際に行った重大な判断および仮定

・子会社および非連結の組成された企業への 関与に関する情報

IFRS 第12号による開示規定の中で、特に本稿に関係する「組成された企業」への関与の開示規定の概要は次の通りである。

組成された企業への関与の開示の範囲は、「関与」の範囲によって決まる。IFRS 第12号では、「関与」は、「企業を他の企業の業績からのリターンの変動性に晒す契約および非契約上の関与」と定義されている。また、関与の例として、資本性金融商品または負債性金融商品の保有、資金の提供流動性の支援、信用補完の提供、保証の提供を挙げている。

- ① 連結された組成された企業に関する開示 IFRS 第12号では、組成された企業を子 会社として連結している場合、他の子会社 と同様に、子会社への関与の開示が必要と なり、それに加えて、組成された企業については、財務的支援またはその他の支援の 提供に関連した、以下の項目の開示が求められる。
- ・財務的支援の可能性
- ・契約上の義務なしに行われた財務的支援等 の提供
- ・財務的支援の結果、これまで非連結の組成 された企業の支配の獲得
- ・財務的支援等を提供する現在の意図
- ② 非連結の組成された企業に関する開示 IFRS 第12号では、次のことを利用者が 評価できるような情報を開示しなければな らないとされている。
- ・非連結の組成された企業への関与の内容及 び程度の理解
- ・非連結の組成された企業への関与に関連し たリスクの内容及び変動の評価

非連結の組成された企業への関与に関する 定性的情報および定量的情報の開示が要求さ れており、これには、組成された企業に関す る内容、目的、規模及び活動、組成された企 業の資金調達方法についての情報が含まれ る。関与に関連したリスクの内容として、次 の事項の要約を開示しなければならない。

- ・非連結の組成された企業への関与に関して 財務諸表に認識した資産及び負債の帳簿価 額
- ・ 当該資産及び負債が認識されている財政状態計算書上の科目
- ・非連結の組成された企業への関与から生ず る企業の最大エクスポージャーを最もよく 表す金額
- ・非連結の組成された企業への関与に関係す る資産及び負債の帳簿価額と、当該企業か らの損失に対する最大エクスポージャーと

の比較

また、財務的支援等の提供に関連した開示 項目として、契約上の義務なしに行われた財 務的支援等や、財務的支援等を行う意図があ る。

なお、関与を有していないがスポンサーと なっている場合には、スポンサーの決定に関 する判断、報告期間中の組成された企業から の収益、報告期間中に組成された企業に移転 した資産を開示するとされている。

このように、組成された企業に関する開示 内容は、詳細な規定が置かれている。

3. 日本企業による開示例

(1) 日本基準

数少ない日本企業の開示例を、次に示す。

オリエントコーポレーション (2017年3月期)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、クレジット 債権等の流動化を実施しております。かかる流動化案件の一部において当社は、合同会社を特別目 的会社として利用しております。

当社は、前述したクレジット債権等をまず信託銀行へ信託譲渡し、その信託受益権のうち一部の優先部分が当該特別目的会社に譲渡されます。当該特別目的会社は譲渡された優先信託受益権に基づいた資産担保貸付を裏付けとして社債等を発行し資金を調達し、これを優先受益権売却代金として当社が受領することにより、資金調達を行っております。また、一部流動化案件では貸付の実行を行っております。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員及び 従業員の派遣もありません。

(特別目的会社数、直近の決算日における資産総額(単純合計)、直近の決算日における負債総額(単純合)を開示)

2. 特別目的会社との取引金額等(前連結会計年度の開示については、省略)

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	主な取引の金額又は	主な損益				
	当連結会計年度末残高	項目	金額			
譲渡資産	(百万円)		(百万円)			
優先受益権 (注)	73,200	_	_			
貸付金	2,400	受取利息	4			

(注) 譲渡対価の金額を記載しております。

(2) IFRS

次に IFRS 採用企業の開示例を示す。開示内容の違いに注意されたい。特に、信託を対象とした場合には、わが国では、通常「信託は子会社として取り扱われない」という点から開示がスタートするために、開示内容が限定的になっている。

日立製作所 2017年3月期

(5) 金融資産の証券化

当社及び一部の子会社は、資金調達の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、リース債権、売上債権といった金融資産の証券化を第三者によって組成された事業体を利用して実施しており、当該事業体はコマーシャル・ペーパーや借入といった手段で資金調達を行っている。当該証券化は、多くの金融機関が一般に実施しているものと同様の取引である。

これらの証券化において組成された事業体の投資家は、原則として、債務者の不履行に際して、 当該事業体の保有する資産に対してのみ遡求でき、当社及び一部の子会社の他の資産に対しては遡 求できない。当社及び子会社は、これらの組成された事業体への契約外の支援の提供及び潜在的な 支援の合意を行っていない。証券化に関連するこれらの組成された事業体に対する関与の主な内容 は、流動性補完、限定的な信用補完の提供、債権の回収代行及び回収代行に係る手数料の受取である。

① 連結された証券化目的の組成された事業体

2016年3月31日及び2017年3月31日現在における連結された証券化目的の組成された事業体の保有する資産及び負債は下記のとおりである。なお、連結された証券化目的の組成された事業体の資産は、実質的に全てが当該事業体の負債の返済のみに使用される。

2016年3月31日 2017年3月31日 現金及び現金同等物 16,448 売上債権 16,453 リース債権 56,118 流動資産合計 89.019 売上債権 93,522 リース債権 109.110 非流動資産合計 202,632 償還期長期債務 71,674 流動負債合計 71,674 長期債務 165,350 非流動負債合計 165,350

(単位:百万円)

② 非連結の証券化目的の組成された事業体への関与

リース債権、売上債権といった一部の金融資産の証券化においては、第三者である金融機関によって組成された事業体を利用している。当該事業体はそれらの金融機関が事業の一環として運営しており、当社及び子会社以外の顧客からも多額の資産を買い取るため、当該事業体の総資産に占める当社及び一部の子会社が譲渡した金融資産の割合は小さく、当該事業体が抱えるリスクへのエクスポージャーの評価に対する当社及び子会社の関連性は低い。

また、一部の金融資産の証券化において、一部の子会社は投資家の要求に応じて信託を組成し、

投資家に対して信託の持分を販売しており、一部の子会社はこれらの信託の限定的な持分を保有している。

当社及び一部の子会社は非連結の証券化目的の組成された事業体に譲渡された金融資産について、主に流動性補完、限定的な信用補完の提供を目的として劣後の権益を留保する場合や、限られた特定の条件下で買い戻す場合がある。2016年3月31日現在、これら非連結の証券化目的の組成された事業体への関与から生じる損失の最大エクスポージャーは67,757百万円であり、これらは劣後の権益及び買い戻す義務の残高又は金融資産の認識を中止しない譲渡取引における譲渡資産の帳簿価額に含まれている。

おわりに

本稿では、連結の範囲をめぐる会計基準(日本基準と IFRS)の変遷を整理するとともに、特に信託の受益者に対する会計処理するルールが近年どのように整備されてきたかを概観した。また、有価証券報告書における記載の状況から、現状の企業による信託の利用状況の棚卸を行い、連結会計における信託の会計処理と開示の実態を確認しようとした。

連結の範囲の基準については、国際的なコンバージェンスの過程でも、わが国では信託は「会社に準ずる事業体」に加えないという立場が堅持されてきたように思われる。

直接的な会計処理の規定のある実務対応報告第23号では、子会社に該当するかの判断においては、意思決定機関の支配を重視した考え方が採用されている。連結の範囲との関係では、信託を、①信託財産を直接保有する場合と同様に個別財務諸表で会計処理して連結では修正しないグループと、②有価証券(株式や出資金)とみて子会社又は関連会社と判定されるグループとに分ける考え方となっている。②は、基本的に当初委託者兼受益者でいる。②は、基本的に当初委託者兼受益者が、複数又は多数の場合が当てはまる。また、①のグループに属すると、「会社に準ずる事業体」としては取り扱われないとされているため、これによる会計処理や開示のルールが適用される余地がない。

本稿では、当初期待していた「事業の信託」 のような記載事例を有価証券報告書から発見 することはできず、現状の信託に関する連結上の会計処理が決定的におかしいことが明らかな事例も発見できなかった。しかし、記載事例の抽出作業の中で、例えば、流動化の場合のように、信託の利用の開示が必ずしも十分には行われていないことも明らかになった。もともと、信託を利用した取引について開示を求めるルールが存在しないから、当然の成り行きである。また、IFRS 基準による開示と比較すると、「組成された企業」への関与の開示に、現状大きな差異がある。

連結の範囲については、日本基準と IFRS は、会社に準ずる事業体の範囲と支配の概念に相違があるが、2018年7月現在、ASBJの中期運営方針では、将来の検討テーマとはなっていない。IFRS 第12号と類似の開示ルールを設定するか、「子会社とするが、連結上は個別財務諸表の総額法をそのまま引き継げる事業体群」を定め、それらについての開示ルールを設定するといった方式で、国際的な開示ルールに近づけていくことを望みたい。

【注】

(1)番場嘉一郎「連結の一般原則及び基本原則」12-13頁(企業会計第27巻第10号、1975年)では、「商法274条ノ3の子会社は株式会社又は有限会社とされているが、合資会社が子会社たることもある。有限会社たる子会社又は孫会社でも、合資会社たる子会社又は孫会社でも連結の範囲に含まれると解される。」と述べており、「会社」以外の組織体は想定されていなかったものと

思われる。

- (2) 兼田克幸「子会社及び関連会社の範囲 の見直し」34頁(企業会計第49巻第10号、 1997年)。
- (3) 森田哲彌·兼田克幸·市川育義「連結財務諸表制度詳解」29-30頁(中央経済社、2000年)。
- (4) 中村忠・小宮山賢「対談 新連結会計入 門」43-44頁(税務経理協会、1998年)。
- (5) 小宮山賢「連結範囲の基準差異を辿る」 481頁(早稲田商學第434号、2013年)。
- (6) 小宮山·前掲(5) 497-498頁。
- (7) この項の記述は、小宮山賢「SPE に関する開示の国際基準比較」2-3頁(早稲田国際経営研究第49号、2018年)による。
- (8) 筆者は SIC 第12号の作成時に、IASC 解 釈指針委員会の委員であったため、作成の プロセスに関与した。このような事業体を 子会社の判定対象に含めることについて、 反論はなかったと記憶している。
- (9) 小宮山賢「金融商品会計の基礎」85-86頁(税務経理協会、2015年)。
- (10) 金融財政事情研究会編「セキュリタイゼーション」102-104頁(金融財政事情研究会、1993年)及び大和銀行土地信託研究会「土地信託のはなし」168-169頁(有斐閣、1986年)。
- (11) この審理室情報は、信託受益権証書を 売却することによって、実質的に土地の評 価益の計上に類似する取引が行われる場合 に関する注意喚起が主目的であったが、本 稿ではこの問題は取り扱わない。
- (12) 小宮山・前掲 (9) 142頁。
- (13) 以下の記述は、小宮山・前掲 (9) 146-147頁による。
- (14) 不動産流動化実務指針では、流動化する不動産の譲渡時の適正な価額(時価)に対するリスク負担の金額の割合(=リスク

- /流動化する不動産の譲渡時の適正な価額)がおおむね5%の範囲内であれば、リスクと経済価値のほとんど全てが他の者に移転しているものとして取り扱うとされており、流動化の実務ではこの判断が重要となるが、本稿では詳しい説明は省略する。
- (15) この項の記述は、主として小宮山・前掲(9) 147-150頁による。
- (16) 実務対応報告の注1では、「ここでの信託は、委託者が当初受益者となるもの(いわゆる自益信託)を前提としており、受益者の金銭拠出を伴う場合を除き、委託者以外の第三者が当初受益者となるもの(いわゆる他益信託)は対象としていない。」としている。
- (17) 実務対応報告の注17では、「金銭の信託 の信託財産構成物として事業投資である子 会社株式を保有している場合も、個別財務 諸表上は、総額法によることが適当であり、 連結財務諸表上は、原則として、その子会 社を連結の範囲に含めることになる。」と している。
- (18) 総額法の適用については、「結論の背景」 27-29項において、他益信託のうち、受益 者が信託行為に定められた要件を満たすま で受益権を有しない場合は、受益者の定め のない信託(いわゆる目的信託)と類似し ているため、実務対応報告第23号の考え方 を踏まえ、会計上、委託者である企業の財 産として処理することとした旨が記述され ている。
- (19) ただし、株式給付信託では、「結論の背景」において、退職給付会計との関係に議論について多く記述されており、今後の展開には注意を有すると思われる。
- (20) 以下の記述は、小宮山・前掲(7)6-8 頁によっている。

(こみやま さとし)